

子ども手当をめぐる反発にみる日本の福祉思想の課題

北 明美

(福井県立大学)

報告者は民主党の「子ども手当」を100%支持する立場ではないが、昨年来ミスリーディングな情報が「ネガティブ・キャンペーン」として繰り返し流されていることに首をかしげざるを得ない。批判者は、子ども手当の額はアップしても、その後の増税を計算に入れるとほとんどの家庭は損をする、あるいは高所得者ほど得になる不公平な制度だと言いたてている。2011年度には半額支給を倍の満額に引き上げるという公約の実現はすでに断念された。一方、国の所得税の年少扶養控除は2011年から、住民税の同控除は12年から全廃されることだけはすでに決定されているという状況に勢いを得て、こうした声はますます大きくなることだろう。では前政権時代の児童手当のほうがましだったというのであろうか？ここではあらかじめ、その問題についてごく簡単に見ておきたい。

前政権末期の児童手当は、第1子か第2子については3歳未満が一人当たり月1万円、3歳以上が月5千円、第3子以降であれば3歳以降も月1万円だが、いずれも小学校を卒業すれば打ち切りで、かつ被用者家庭であれば年収換算で860万円、非被用者家庭であれば年収780万円（いずれも扶養親族等3人の場合）という所得制限をもつという制度であった。

だが、前政権は、日本の児童手当があまりに見劣りすると批判する野党に対し、「日本には年少扶養控除の制度があることも勘案すべきだ」と反論していた。そこで、その組み合わせを見たのが①②の表である。いずれも子ども2人と仮定する（控除にかかわる計算は畠中雅子・中村健二『子ども手当』主婦の友生活シリーズ、2010年による）。

① 3歳以上の第1子・第2子

世帯主年収	控除による税の軽減額 (所得税分と住民税分の計)	児童手当1人 当たり年額	計
300~400万円	5万4500円	6万円	11万4500円
500万円	6万2500円	6万円	12万2500円
600万円	7万1千円	6万円	14万1千円
700万円	8万3300円	6万円	14万3300円
800万円	10万9千円	6万円	16万9千円
非被用者・共稼ぎ被用者	10万9千円		10万9千円
900~1000万円	10万9千円		10万9千円

② 3歳未満の子および第3子以降の子について

世帯主年収	控除による税の軽減額 (所得税分と住民税分の計)	児童手当1人 当たり年額	計
300～400万円	5万4500円	12万円	17万4500円
500万円	6万2500円	12万円	18万2500円
600万円	7万1千円	12万円	19万1千円
700万円	8万3300円	12万円	20万3300円
800万円	10万9千円	12万円	22万9千円
非被用者・共稼ぎ被用者	10万9千円		10万9千円
900～1000万円	10万9千円		10万9千円

控除による実質的な収入増と児童手当の額を足した総計は、年収が300万円未満の場合、控除による収入増はほとんどなく児童手当のみで①が各年額6万円、②が12万円だが、表のように300～400万円の階層では①11万4500円②17万4500円で、後は年収が高くなるほど上昇し、800万円の階層で①16万9000円②22万9000円となる。

しかし、同じ年収800万円でも所得制限がより厳しい非被用者家庭はすでに児童手当の受給資格を失い、控除の効果のみになる。また、子どもが2人でも、扶養親族につけ加わる専業主婦(夫)がいない共稼ぎ家庭の所得限度額はより低いため(約818万円)、これを超える共稼ぎ家庭も同様となる。すなわち、年収800万円台付近で可処分所得の逆転現象が生じることになる。

要するに、旧政権時代の児童手当と年少扶養控除の組み合わせというシステムは、再分配構造の逆進性と可処分所得の逆転という歪み、二重の矛盾のある構造だったといえることができる。また、子どもが中学校に入るときには児童手当は打ち切りになり、控除の逆進的な影響だけが残されることになった。では子ども手当の場合はどうか。年少扶養控除は全廃されたと仮定する。

③ 子ども手当の場合

世帯主年収	控除撤廃による税負担増	子ども手当1人当たり年額 半額 - 満額	差し引きの計
300～400万円	5万4500円	15万6千円-31万2千円	10万1500円-25万7500円
500万円	6万2500円	15万6千円-31万2千円	9万3500円-24万9500円
600万円	7万1千円	15万6千円-31万2千円	8万5千円-24万1千円
700万円	8万3300円	15万6千円-31万2千円	7万2700円-22万8700円
800～1000万円	10万9千円	15万6千円-31万2千円	4万7千円 - 20万3千円

子ども手当には所得制限がないため、先ほど見た可処分所得の逆転という歪みが解消されている。また、前政権時代の逆進性はなくなる。すなわち300万未満層の可処分所得増は15万6千円-31万2千円となり、表のようにたとえば500万円の階層は年6万2500円の税負担増と引き換えに9万3500円-24万9500円の可処分所得増、800~1000万円の階層は10万9千円の税負担増と引き換えに4万7千円-20万3千円の可処分所得増となる。高所得者ほど税負担が増えるが、この層もまた子ども手当の共通の受益者となる。これが普遍主義の制度の姿であり、定額給付でありながら垂直的分配が生じている。また、子ども手当は中学校入学後も継続するので子どもの受け取る総額は児童手当よりはるかに大きくなる。

ここでは課税最低限が下がることによる税負担の変動や保育料金等への波及効果は捨象する。また、年少扶養控除廃止だけでは賄えない財源部分をどうするかといった問題も残っている。しかし過去に戻るより、また児童手当・子ども手当を廃止するより、これらの問題をクリアして子ども手当を推進するほうがはるかにベターであると考えられる。

これまで人々は、児童手当や子ども手当よりたとえば児童扶養手当の方が、あるいは住宅手当の方が、最低賃金の引き上げの方が、就労支援の方が、待機児童の解消の方が重要だ云々と述べてきた。だが、日本においても児童手当制度が順調に早期に確立していたなら、おそらく児童扶養手当や生活保護に向けられる人々のまなざしはこうまで冷やかではなかつただろう。児童手当が根付く社会であれば、住宅手当も最低賃金制度も確固たる地位を得た可能性がある。そして、人々はこれほど労働市場と企業と性別分業にしがみつかないですんだかもしれないと考えることもできるのである。

一部政治家がまるで「目の仇」にするかのように児童手当を扱おうとしたのは、ある意味で日本がこのような社会になることを恐れたからかもしれない。今も国会では野党にくだった同じ政党の政治家がやっきになって子ども手当は国民を「墮落」させると攻撃している。だが、児童手当の創設期にはこれとは別の意味で児童手当を忌避した人々も存在した。「扶養控除を実態に即したものに改善、家族手当を生計費の実際の線まで引き上げれば、児童手当を創設する必要はない」。「養育費は労働力の再生産原価として賃金に含まれるべきだ」（『読売新聞』1969年1月17日。）。

実は本報告はここから始まる。日本における福祉思想の課題の検討にはこうした言説の分析が不可欠だと考えるからである。